

# (仮称) 三島市防犯まちづくり条例の制定について

## 1 条例制定の背景と理由

静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成14年の63,008件から9年連続で減少し、平成23年には35,900件と43.0%減少しました。

しかしながら、県内の刑法犯認知件数は、平成元年(27,971件)のおよそ1.28倍であり、依然として高い水準であります。

こうした情勢を背景に、県内では、静岡県防犯まちづくり条例や静岡県防犯まちづくり行動計画が策定され、地域住民や事業者等が、関係機関・団体と連携しながら、各種防犯対策を進めています。県内各市町においても、犯罪の防止を目的とした条例の制定が進み、平成24年4月現在31市町で施行されています。

今後、国際化、情報化など社会環境が変化し、犯罪が悪質・巧妙化、広域・スピード化していくことを考えると、必然的に防犯対策が進んでいない地域で犯罪が発生してゆくことが予想されます。

こうした中で犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、互いに見守りあい助け合う地域ので、犯罪のおきにくいまちづくりを進める取り組みが求められます。

そのため、効果的かつ永続的に防犯対策を推進するための法的基盤として条例を制定し、地域住民と一体となったまちづくりを推進していくことが必要です。

三島市では、三島市防犯まちづくり条例を制定し、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

## 2 条例制定の目的

この条例は、犯罪の防止に関し、市、市民、自治会等及び事業者等の役割を明らかにするとともに、これらの者が一体となって犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下、「防犯まちづくり」という。)に取り組むことにより、もって市民が安全で安心して生活できる社会の実現に資することを目的とします。

## 3 条例の基本事項

### (1) 市の役割

市の役割は、次のとおりとします。

ア 市は、防犯まちづくりに向けての広報及び啓発、市民、自治会及び事業者による防犯まちづくりの促進、防犯まちづくりに向けての環境整備、その他必要な施策を実施すること。

イ 市は、前項に規定する施策の実施にあたっては、関係機関及び団体と相互に連携を図ること。

## **(2) 市民の役割**

市民の役割は、次のとおりとします。

- ア 市民は、住宅、自動車等の確実な施錠を行う等、自らの生活の安全の確保及び地域における防犯まちづくりのための活動に参加するよう努めること。
- イ 市民は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めること。

## **(3) 自治会等の役割**

自治会等の役割は、次のとおりとします。

- ア 自治会等は、その活動における安全の確保及び自らの地域における防犯まちづくりの推進に努めること。
- イ 自治会等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めること。

## **(4) 事業者等の役割**

事業者等の役割は、次のとおりとします。

- ア 事業者等は、その活動における安全の確保及び地域社会の一員として防犯まちづくりの推進に努めること。
- イ 事業者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めること。

## **(5) 犯罪被害者となりやすい者への配慮**

市、市民、自治会及び事業者は、犯罪被害者となりやすい児童、生徒、幼児等（以下、「児童等」という。）、高齢者、障害者等の安全を確保するよう努めること。

## **(6) 学校等における安全の確保**

学校等における安全の確保は、次のとおりとします。

- ア 学校及び児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、当該施設内における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、防犯に関する啓発及び指導に努めること。
- イ 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下、「通学路等」という。）の管理者、児童等の保護者、学校及び児童福祉施設の管理者並びに地域住民等は、連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めること。

## **(7) 防犯まちづくり推進協議会**

市は、防犯まちづくりの推進に関し広く協議を行うため、三島市防犯まちづくり推進協議会を設置します。

## **(8) 委任**

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めることとします。

#### 4 三島市防犯まちづくり条例制定のスケジュール

1. 条例骨子づくり (平成24年9月～11月)	三島市防犯まちづくり条例案を作成します。
↓	↓
2. パブリックコメントの実施 (平成24年11月19日 ～平成24年12月18日)	三島市防犯まちづくり条例案に対するパブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見を伺います。
↓	↓
3. 条例案の作成 (平成25年1月)	パブリックコメントの結果をもとに、議会へ提案する条例案を作成します。
↓	↓
4. 議会への上程 (平成25年2月)	三島市防犯まちづくり条例案を議会へ提案し、審議していただきます。
↓	↓
5. 議会での議決・条例施行	議会での審議、議決を経て条例が施行されます。